

2020年度 学校法人駒澤学園奨学金 「新型コロナウイルス感染症支援奨学金」募集要項

目 的

本奨学金は、駒沢女子大学・駒沢女子大学大学院・駒沢女子短期大学に在学する学生で、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、就学することが困難になっている方に対する支援措置として、返還の義務のない奨学金を給付する制度です。

1. 出願資格

本学に在学する大学生・大学院生・短期大学生（外国人留学生および科目等履修生を除く）で、生計維持者（原則父母）において新型コロナウイルス感染症に起因する次の（１）～（５）のいずれかの事由による家計急変が発生したことを証明できる者。

- （１）生計維持者の一方（または両方）が死亡
- （２）生計維持者の一方（または両方）が2020年3月1日以降に失職（自発的退職は除く）
- （３）生計維持の母体となる会社等が倒産・解散
- （４）家計急変事由が発生した年の所得見込みが前年の所得と比較して50%以下となる場合
- （５）国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援を受けている場合

例) 緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予 等

※「高等教育の修学支援新制度」採用決定者は対象外です。

ただし、これから高等教育の修学支援新制度に申請をする場合、本制度との併願は可能です。併願者が高等教育の修学支援新制度に採用が決定した場合、本奨学金は不採用となります。

◇高等教育の修学支援新制度 Web サイト <https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>

◇給付型奨学金制度 Web サイト <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

※休学中の学生は対象外です。

2. 家計基準

前年（2019年）の生計維持者（原則父母）の合計所得が、「給与所得者」にあつては源泉徴収票の支払金額が841万円、「給与所得者以外」にあつては確定申告等の所得金額が355万円以下であること。なお、「給与所得」と「給与所得以外の所得」の両方がある場合は、源泉徴収票の支払金額と、確定申告等の所得金額のうち給与所得以外の金額を合計した額が841万円以下であり、かつ確定申告等の所得金額が355万円以下であること。

3. 給付金額

年間授業料の半額

| 所 属 | 給付額 |
|--------------------|--------|
| 人間総合学群・人文学部・人間健康学部 | 40万円 |
| 看護学部 | 52万5千円 |
| 人文科学研究科 | 36万円 |
| 保育科 | 40万8千円 |

4. 給付期間

1年間（2020年度）

5. 給付時期

2021年1月中旬（予定）

6. 給付方法

奨学生採用決定者に別途連絡します。

7. 募集人数

上限なし

8. 出願締切・提出方法

出願締切：2020年9月30日（水）必着

提出方法：出願書類をまとめてレターパックライトにより郵送

〒206-8511 東京都稲城市坂浜 238

駒沢女子大学・駒沢女子短期大学 大学短大事務部 学生支援課宛

※レターパックライトの「おなまえ」欄に《氏名・学籍番号》を記入してください。

※レターパックライトの「品名」欄に《学校法人駒澤学園奨学金 願書》と記入してください。

9. 出願書類

(1) 2020年度 学校法人駒澤学園奨学金「新型コロナウイルス感染症支援奨学金」願書（ダウンロード）

(2) 市区町村発行の2019年（令和元年）分の収入と所得がわかる証明書（両親分）

※収入がない場合も市区町村にて発行してもらえますので、必ず両親分を提出してください。

※一人親の場合は父または母の分のみで結構です。

※収入が記載されている証明書で、税金等を除いた所得のみ記載されている証明書ではありません。

※交付が受けられない場合は、学生支援課へご相談ください。

(3) 2019年（令和元年）分の源泉徴収票のコピー（両親分）または、税務署受付印のある確定申告書（第一表と第二表）のコピー（両親分）（※電子申告の場合は受付番号の記載のあるもの）

※（2）の書類で収入・所得が0円の方の分は提出不要です。

※確定申告をしている方は必ず確定申告書を提出してください（複数の源泉徴収票の提出は不可）。

※一人親の場合は父または母の分のみで結構です。

(4) 家計急変事由を証明する書類

※事由発生の原因が新型コロナウイルス感染症の影響であることを証明できる内容であること。

| 家計急変事由 | 必要書類 |
|--------------------|---|
| 生計維持者の死亡 | ・死亡診断書のコピー および ・戸籍謄本または住民票（死亡日記載） |
| 生計維持者の失職 | ・雇用保険被保険者離職票のコピー（離職理由コードが確認できるもの） および ・雇用保険受給資格者証のコピー（両面） |
| 会社等の倒産・解散 | 廃業を証明する書類のコピー（開廃業等届出書 等） |
| 前年と比較して50%以上の減収見込み | 会社員等：2020年1月から出願時までの収入証明書（給与明細のコピー） 自営業：2020年1月から出願時までの事業収入額が分かる収入証明書（帳簿等のコピー） および 自営業等の所得金額報告書（ダウンロード） |
| 公的支援受給 | ・各公的支援の受給証明書またはこれに類する公的証明書のコピー （参照）新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例（日本学生支援機構 Web サイト） https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html |

- (5) 住民票1通（家計を共にする家族全員が記載されているもの、マイナンバーの記載がないもの）
※自宅外通学で住民票を異動させている方は、本人の住民票と実家の住民票の両方を提出してください。
- (6) 家庭事情書（新型コロナウイルス感染症）（ダウンロード）
- (7) その他学校が必要と認めた書類（学校が必要に応じ個別に指示します）

※ 提出書類に不備があった場合は選考の対象外になります。
※ いったん受理した書類は返却しませんのでご承知おきください。

10. 選考方法（書類審査）

家庭の経済的事情、本人の学業成績、単位取得状況等を確認し、総合的な判断により決定します。
※選考内容に関するお問い合わせには応じることができませんのでご了承ください。

11. 奨学生採用者発表

2020年12月下旬に、採用者へ採用通知書を郵送します。（不採用になった方には通知しません）

12. 奨学金の支払い停止について

奨学生が次のいずれかに該当するときは奨学金の支払いを停止します。

- (1) 退学処分を受けたとき
- (2) 停学処分を受けたとき
- (3) 休学又は退学したとき
- (4) 除籍となったとき
- (5) 奨学金を必要としなくなったとき

13. 奨学金の停止（受給資格の取り消し）について

奨学生が次に該当するときは、奨学金を停止（受給資格を取り消し）します。

- (1) 出願書類に虚偽の記載を行ったとき
- (2) 学生として相応しくない行為があったとき

14. 停止（受給資格の取り消し）に伴う返還について

奨学生が前記項目のいずれかにより決定を取り消された場合は、その奨学金の一部又は全額を速やかに返還していただきます。

◆本奨学金に関するお問い合わせはメールで受け付けます。

メールアドレス： st-services@komajo.ac.jp

件 名： （学校法人駒澤学園奨学金）学籍番号 学生氏名

本 文： 質問内容を入力してください。

※ 個人情報の取り扱いについて

本奨学金申請に際し提出していただいた個人情報は本奨学金事業の目的以外に使用することはなく、選考終了後一定の期間を経た後に本学で責任を持って処理いたします。

以上